

新型コロナウイルス感染症への支援・助成

坂祝町では、6月に発表した支援策に加え、次の支援・助成を実施します。

○上水道基本料金を9月請求分から11月請求分の3か月間、免除（無償）とします。（手続きは不要です。下水道使用料は免除されません。）

○農業に対する支援

- ・経営継続補助金への上乗せ支給
- ・地産地消の推進のための「軽トラ市」（仮称）の開催
- ・医療・福祉施設従事者への「花で感謝を伝エール」事業の実施
(町内花卉事業者が育てた花を届ける)

○健康増進と介護予防の充実

(フレイル・認知症予防の推進・健康ポイントとの連動)

○商工業者への支援

- ・感染症対策実施経費及び経営回復のための広告経費の一部助成
【商工会へ事業委託にて実施】
- ・坂祝町事業活性化支援利子補助金補助の拡充

○学校生活への支援

- ・スクールサポートスタッフ、消毒スタッフの雇用による教職員の負担軽減
- ・GIGAスクール構想への更なる支援（一人1台パソコンの実現）
- ・学校内対策環境の充実（手洗い場増設、換気扇・サーキュレーターの設置など）
- ・小学校下校時のスクールバス導入（一部）

○「特別定額給付金」の町単独支給

- ・国の「特別定額給付金」支給基準日後に生まれた新生児への「特別定額給付金」（10万円）の支給。（令和2年4月28日から令和2年12月31日までに出生した新生児の母親が支給対象者となります。）

掲載した事業は、主となる事業のみで、掲載以外でも実施予定の事業はあります。

各事業の実施に当たっては、個別通知や広報誌・チラシなどでの周知を行います。

お問い合わせは企画課が窓口となり、各担当課へ引き継ぎます。

坂祝町役場 26-7111(代表)
坂祝町役場 企画課 66-2411(直通)

※これらの事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時給付金を活用して実施します。

コロナとともにある (with corona) 新しい日常 (new normal) コロナ社会を生き抜こう！

現在でもあらゆる機会ごとに「新型コロナウイルス」が潜んでいる事を理解し、一人ひとりが基本的な感染対策の習慣を身につけましょう。岐阜県では感染拡大が重大な局面を向かえたとして「第2波非常事態」を宣言し、感染症対策の強化を実践しています。

・人の距離を確保

出来れば2m（最低1m）の距離を保ちましょう

店舗利用の際には、予約なども利用しましょう

・マスクの着用

他人からの飛沫を防ぎ、自分の飛沫も飛散させない

・手洗い・うがい・消毒の励行

機会があるごとに実践し、特に帰宅時などはしっかりと手洗い・うがいをしましょう

・自分の体調管理

毎日、自分の体温を測り記録していきましょう。

体調が悪い場合や体温が高温の場合には外出を控えましょう

・高い感染リスクの回避

3密の回避

密閉空間、密集場所、密接場面がそろそろ場所は回避しましょう

感染拡大エリアの回避

感染が拡大している地域への不要不急の往来は回避しましょう

岐阜県では「防止対策実施中」のステッカー取得を推進しています。事業所は県指針や業界マニュアルに沿った対策を実施し積極的なステッカー掲示を行い、利用者はステッカー掲示を目安に利用する店舗を考えてみてはいかがでしょうか。

ステッカーに関するお問い合わせは総務課まで 66-2401

